

平成25年度 第9回香取市農業委員会総会議事録

平成25年12月19日

平成25年12月19日(木)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第6号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
日程第7 議案第7号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
日程第8 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第9 報告第2号 軽微な農地改良の届出について
日程第10 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は40名で、その氏名は下記のとおり

2番	坂本弘	3番	内山勝己
4番	今泉憲一	5番	伊能隆男
6番	菅谷樹雄	8番	玉造和男
9番	宮増伸彦	10番	加瀬由美子
11番	林藤江	12番	宮崎正子
13番	高城博	14番	塙武久
15番	篠塚正悟	16番	浅野文男
17番	向後和夫	18番	高木甚一
19番	野平謙一	21番	林弘
22番	宮田毅	23番	栗田元一
24番	伊藤はつ子	25番	大坂雅道
26番	星越清徳	27番	飯森茂
28番	高木彌	29番	大堀潔

30番	高	木	重	樹	31番	高	木	哲	吉
32番	栗	林	利	男	33番	菅	谷		晁
34番	伊	藤		寛	35番	椿		康	弘
36番	本	宮	敏	雄	37番	宮	負	厚	美
38番	菱	木	重	雄	39番	小	倉	新	一
40番	多	田	晃	一	41番	大	須	賀	常
42番	三	橋	和	男	43番	小	林	一	男

1. 欠席委員3名、その氏名は下記のとおり

1番	伊	藤	太	雄	7番	石	橋	新	一	郎
20番	佐	藤	義	男						

1. 事務局職員出席者

事務局長	鵜	澤	清	明	管理班長	篠	塚	和	広
農地班長	高	橋	重	正	副主幹	越	川	泰	克
主査	伊	藤		健	主任主事	小	川	敦	弘

開会 午後 3時01分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、40名です。

欠席委員は、1番 伊藤太雄委員、7番 石橋新一郎委員、20番 佐藤義男委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成25年度第9回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、16番 浅野文男委員、24番 伊藤はつ子委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成25年12月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人が代替地により所有権移転を受けるものであります。

整理番号2番、譲受人は親より使用貸借権の設定を受けるものであります。

整理番号3番、譲受人は新規就農のため、賃借権設定するものであります。

整理番号4番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号5番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号6番、譲受人が耕作利便を図るためによる所有権移転であります。

整理番号7番、譲受人が親より使用貸借権設定の再設定を受けるものであります。

整理番号8番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号9番、譲受人が農業生産法人化のため、使用貸借権を受けるものであります。

よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 議案第1号 去る、12月12日、木曜日、午後1時30分より市役所3階301号会議室において、第5班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は9件であります。

案件については、それぞれ写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号については、許可相当の要件を満たしているものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、議席番号1番 伊藤太雄委員であります。本日欠席のため、事務局より意見書の朗読をお願いいたします。

事務局 それでは、整理番号1番について、事務局より代読をさせていただきます。

この申請は、九美上地先で予定しております香取市1級市道10号線の改良工事を得まして、譲受人の自作農地が道路用地として買収のため、自作地に隣接する申請地を代替地として譲

り受けるものでございます。今後も良好な農地の維持管理が可能なことから、許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、2番について、6番 菅谷委員。

6番菅谷委員 この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給中のため、先々月に譲り受けた申請地を後継者の譲受人との間で使用貸借権の設定を行うものであり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、3番について、13番 高城委員。

13番高城委員 この申請は、譲受人が新規就農のために申請地を賃借するものであります。

譲受人は親子で〇〇〇〇を営んでおりますが、顧客農家であった譲渡人が規模縮小のため、耕作を依頼されたとのことであります。

なお、譲受人は〇〇〇〇のため、現在、取引のあった顧客農家からの機械作業を約300アール請け負っていることから、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、4番について、17番 向後委員。

17番向後委員 この申請は、譲受人が農業経営規模拡大を図ることを目的として、自作地に近い隣接している申請地を譲り受けるものであります。

なお、譲受人は水田面積、約350アールを耕作する水稻生産農家であり、今後も農地の良好な維持管理が行われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、5番について、14番 埴委員。

14番埴委員 この申請は、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、自作地に近い申請地を譲り受けるものであります。

なお、譲受人は現在水田面積、約11ヘクタールを耕作する大規模な水稻生産農家であります。今後ともすべての農地の良好な維持管理等が行われるものと思います。取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、6番について、24番 伊藤はつ子委員。

24番伊藤委員 この申請は、譲受人が自作地に隣接している申請地を譲り受けるものであります。

隣接している譲受人の農地は育苗ハウスとなっており、以前より申請地の一部を利用していたものであり、今回、譲り受けることにより一体利用が可能になり、利便性が向上するものでありますので、今後も農地の良好な維持管理が可能なことから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、7番、8番の2件について、31番 高木委員。

31番高木委員 それでは、整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給中であり、使用貸借期間が満了したため再設定するものであり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

8番についてでございますが、これは譲受人が農業経営規模拡大を図るため、自作地に近い隣地でございますが、申請地を譲り受けるものでありますので、引き続きすべての農地の良好な維持管理が可能なことから、許可が妥当と判断をいたします。

7番、8番ともに、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、9番について、38番 菱木委員。

38番菱木委員 この申請は、任意組合組織であります譲受人が、経営の合理化と大規模化を図るため、農業生産法人化するものであります。

譲受人は、以前より地域内の稲刈り及び乾燥調製等を請け負っております生産集団であり、法人化後も引き続き地域内農地の良好な維持管理が可能なことから、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひをいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成25年12月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、平成16年12月10日付け千葉県香振指令第107号の11で、搬出入路用地として一時転用許可済みであります。

整理番号2番、平成22年12月27日付け千葉県香振指令第336号の7-11で、山砂採取用地として一時転用許可済みであります。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 議案第2号、提出されました農地法第5条の計画変更案件は2件であります。

2件の案件については、いずれも期間の延長であり、農地にも影響は見られないことから農地法第5条の計画変更承認要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 申請地は、〇〇〇〇より佐原八日市場線を〇〇方面へ〇〇メートルほど行った場所にあります。

平成 16 年から継続している砂利採取事業で事業継続に伴う期間延長です。各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、2 番について、39 番 小倉委員。

39 番小倉委員 申請地は、成田小見川鹿島港線の〇〇の交差点より南に〇〇メートルほど行った場所でございます。

平成 20 年から継続している砂利採取事業で事業継続に伴う期間延長です。各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 2 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第 3 議案第 3 号

議 長 日程第 3 議案第 3 号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成 25 年 12 月 19 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。
議案の概要説明をいたします。

この案件は、太陽光発電用地とのことであります。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 議案第3号、提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

この案件について、現地調査を行いました。実効性等問題はないとの意見でありました。したがって、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、25番 大坂委員。

25番大坂委員 申請地は、三ノ分目新田の〇〇〇〇付近の農地です。

譲受人は再生可能なクリーンエネルギーを生産するため、太陽光発電システム設備用地として転用するものです。

雨水は敷地内浸透で、隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成25年12月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、第2種農地であります。が許可例外規定施行規則第33条第4号のうち、地域において居住するものの日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接して設置されたものに該当するものと判断されます。

整理番号2番、転用を伴う所有権移転で駐車場及び物置用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号3番、転用を伴う使用貸借権設定で太陽光発電用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号4番、転用を伴う使用貸借権設定で太陽光発電用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で進入路及び太陽光設備用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 議案第4号、提出されました農地法第5条の案件は5件であります。

そのうち、整理番号1番と3番については、現地調査を行いました。

その他案件につきましても実効性等問題はないとの意見でありましたことから、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しまし

た。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、14番 塙委員。

14番塙委員 申請地は、市和田地域の集落の一角にある農地でございます。

譲受人は現在、親と同居していますが三世帯家族であり、手狭なため新たに住宅を建築するという事です。面積が628㎡であります。地元土地改良区より用排水路の管理をできるように施工していただきたいとのことで有効面積は458.25㎡となっております。

道路の高さまで盛り土し、用水は上水道、雑排水は合併浄化槽で処理後水路へ放流とのことであります。土地改良区の同意書も添付してあります。

隣接農地耕作者への説明も十分にしており問題はなく、この申請は相当と考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、2番について、27番 飯森委員。

27番飯森委員 申請地は、小見川駅より〇〇〇〇メートルほどに位置する住宅地に囲まれた第3種農地です。

譲受人は、現在隣接地にある住宅にて生活していますが、自宅及び敷地が狭いため隣接地を倉庫及び駐車場用地として転用するとのことです。

埋立等の造成工事は行わず、整地のみで雨水は自然浸透とのことです。

隣接農地は、譲渡人のものであり問題はなく、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、3番について、34番 伊藤委員。

34番伊藤委員 申請地は、白井地域の集落の一角にある農地でございます。

譲受人は、老後の生活を考え、安定的な収入を得るため、太陽光発電を計画したとのことです。

用水・雑排水はなく、雨水は自然浸透にて処理するとのことです。

隣接農地は譲渡人の農地のため問題はありません。資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、4番について、39番 小倉委員。

39番小倉委員 申請地は、沢地域の集落の一角にある農地でございます。

譲受人は再生可能なクリーンエネルギーを生産するため、太陽光発電システム設備用地として転用するものであります。

申請地は第1種農地ですが、事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないため例外規定にあたるため問題はありません。

雨水は調整池を設置しオーバーフロー分を水路へ放流するとのことで、土地改良区の同意書の添付もあり、隣接農地所有者への説明も行っており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、40番 多田委員。

40番多田委員 現地調査等を行った結果を説明します。

申請地は、大倉地先で〇〇〇〇の奥にあたる場所でございます。

地番は、大倉の〇〇〇〇は登記面積と実面積が違いまして、684.59㎡ということですが、

隣接地において、大きな太陽光発電の計画がありまして、その入口がないということで、その用地を進入路として使用したいという申請でございます。

施設的にもちょっと大きいもので太陽光発電機具も備えているということでございます。

埋立等の造成工事については、現況のまま使用します。雨水のほうは自然浸透ということですが、

隣地等への説明もしてあります。問題ないと思います。申請は妥当と判断しましたので、審議のほど、よろしく願いします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。
平成25年12月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成25年度第9次農用地利用集積計画、整理番号1番から220番までの設定であります。

使用貸借権の設定、新規1件、20,933㎡、これはすべて田であります。

使用貸借権の再設定、2件、20,564㎡、このうち田は18,701㎡、畑は1,863㎡であります。

賃借権の設定、新規99件、1053,808.84㎡、このうち田は938,881.84㎡、畑は114,927㎡であります。

賃借権の再設定、115件、551,050.84㎡、このうち田は511,306.84㎡、畑は39,744㎡であります。

所有権移転、3件、5,539㎡、このうち田は4,377㎡、畑は1,162㎡であります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 議案第5号147番については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案でありますので、当該事案を分離して審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号147番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号147番は、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号147番を除く219件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号147番を除く219件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号147番を除く219件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について。下記の

とおり農地法第3条の規定による許可処分取消願の提出があったので、許可処分の取消につ

いて審議を求める。平成25年12月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

この二筆の案件は、去る11月22日総会で許可した案件ではありますが、売買等また金銭の授受を行っていなかったため、またこの農業経営基盤強化促進法の話聞きまして、農地法3条での売買ではなくて、基盤強化促進法への申請としたいために許可の取消を提出するものであります。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、取消し相当と認めることに決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第7号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。平成25年12月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

この案件は、今年の台風26号の被害により自宅敷地が崩れ危険であるため住宅建築をするとのことであります。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 議案第7号、香取市農業振興地域整備計画の変更案件は、1件であります。

この案件は、今年の台風26号の被害により自宅敷地が崩れ危険なため農振除外をするものであります。

特例措置のため、問題なしとの意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、43番 小林委員。

43番小林委員 申請地は、織幡地域の集落の一角にある農地です。

申請者が現在生活している住宅は、台風の被害により住居のすぐ手前まで敷地が崩壊してしまい居住できなくなったため、新たに住宅を建築するものであります。

事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号は、特に問題はないとする意見を附することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見については、特に問題はないとすることに決定いたします。

◎日程第8 報告第1号から報告第3号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成25年12月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、18件であります。

報告第2号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成25年12月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、2件であります。

報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農

地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成25年12月19日提出、
香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、2件であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対
しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時41分